

## 第 1 回

# 深谷市・岡部町・川本町・花園町 合併協議会会議資料



日 時 : 平成16年12月12日 (日)

午前 9 時 30 分 ~

場 所 : 深谷市藤沢生涯学習センター・藤沢公民館  
大会議室

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会

# 目 次

## 第1回深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会議次第

報告第1号 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約及び各種規程等について	・ ・ ・ ・ ・ p 1
・ 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約	・ ・ ・ ・ ・ p 3
・ 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約に関する協議書	・ ・ ・ ・ ・ p 7
・ 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会幹事会規程	・ ・ ・ ・ ・ p10
・ 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会専門部会設置規程	・ ・ ・ ・ ・ p12
・ 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会分科会規程	・ ・ ・ ・ ・ p14
・ 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事務局規程	・ ・ ・ ・ ・ p17
・ 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会財務規程	・ ・ ・ ・ ・ p23
・ 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会実費弁償規程	・ ・ ・ ・ ・ p27
・ 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会監査委員の選任	・ ・ ・ ・ ・ p28
・ 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協定	・ ・ ・ ・ ・ p29
議案第1号 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会各種規程について	・ ・ ・ ・ ・ p31
・ 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会議運営規程	・ ・ ・ ・ ・ p33
・ 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程	・ ・ ・ ・ ・ p41
議案第2号 平成16年度深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事業計画について	・ ・ ・ ・ ・ p43
議案第3号 平成16年度深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会歳入歳出予算について	・ ・ ・ ・ ・ p47
協議第1号 合併協定項目及び事務事業に係る調整の基本方針等について	・ ・ ・ ・ ・ p49
協議第2号 合併の方式について	・ ・ ・ ・ ・ p59
協議第3号 合併の期日について	・ ・ ・ ・ ・ p61
協議第4号 新市の名称について	・ ・ ・ ・ ・ p63
協議第5号 新市の事務所の位置について	・ ・ ・ ・ ・ p69
協議第6号 地域審議会の取扱いについて	・ ・ ・ ・ ・ p71
協議第7号 新市建設計画(案)について	・ ・ ・ ・ ・ p75
・ 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会開催日程	・ ・ ・ ・ ・ p77
・ 協議会組織	・ ・ ・ ・ ・ p78
・ 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会委員名簿	・ ・ ・ ・ ・ p79
・ 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会幹事会名簿	・ ・ ・ ・ ・ p81
・ 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事務局職員名簿	・ ・ ・ ・ ・ p82
・ 合併協議会座席表	・ ・ ・ ・ ・ p83

## 第1回深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会議次第

日 時：平成16年12月12日(日) 午前9時30分～

場 所：深谷市藤沢生涯学習センター・藤沢公民館 大会議室

### 1 開 会

### 2 会長及び副会長あいさつ

### 3 委嘱書の交付

### 4 委員の紹介

### 5 議 事

報告第1号 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約及び各種規程等について

議案第1号 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会各種規程について

議案第2号 平成16年度深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事業計画について

議案第3号 平成16年度深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会歳入歳出予算について

協議第1号 合併協定項目及び事務事業に係る調整の基本方針等について

協議第2号 合併の方式について

協議第3号 合併の期日について

協議第4号 新市の名称について

協議第5号 新市の事務所の位置について

協議第6号 地域審議会の取扱いについて

協議第7号 新市建設計画(案)について

### 6 第2回深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会議の開催日程等について

・日 時 平成17年1月12日(水)

午前9時30分～

・場 所 深谷市藤沢生涯学習センター・藤沢公民館 大会議室

### 7 閉 会

## 報告第 1 号

### 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約及び各種規程等について

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約及び各種規程等について別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 1 2 月 1 2 日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会  
会 長 深谷市長 新 井 家 光

- 1 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約  
・・・・・・・・ p 3
- 2 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約に関する  
協議書  
・・・・・・・・ p 7
- 3 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会幹事会規程  
・・・・・・・・ p 10
- 4 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会専門部会設置規程  
・・・・・・・・ p 12
- 5 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会分科会規程  
・・・・・・・・ p 14
- 6 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事務局規程  
・・・・・・・・ p 17
- 7 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会財務規程  
・・・・・・・・ p 23
- 8 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会実費弁償規程  
・・・・・・・・ p 27
- 9 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会監査委員の選任  
・・・・・・・・ p 28
- 10 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会委員の身分等の  
取扱いに関する協定  
・・・・・・・・ p 29



## 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約

### (協議会の設置)

第1条 深谷市、岡部町、川本町及び花園町（以下「1市3町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (協議会の名称)

第2条 協議会は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会と称する。

### (協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市3町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく新市建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市3町の合併に関し必要な事項

### (事務所)

第4条 協議会の事務所は、1市3町の長が協議して定めた場所に置く。

### (組織)

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長である委員を含む。以下同じ。）をもって組織する。

### (会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、1市3町の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中からこれを選任する。

2 会長は、非常勤とする。

### (委員)

第7条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、前条第1項の規定により、会長となった者を除く。

( 1 ) 1市3町の長及び助役。ただし、助役を置かない市町は、助役に代り、収入役又は教育長のうちから、長の指定する者1人とする。

( 2 ) 1市3町の議会の議長及び副議長

( 3 ) 1市3町の議会が推薦する議員各3人以内

( 4 ) 1市3町の長が協議して定めた学識経験を有する者17人以内

2 委員は、非常勤とする。

( 会長の職務代理 )

第8条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

( 会議 )

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

( 会議の運営 )

第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長がこれに当たる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

4 会長は、必要に応じて1市3町の関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

( 小委員会 )

第11条 協議会は、担任する事務の一部について調査し、又は審議するため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り

別に定める。

( 幹事会 )

第 1 2 条 協議会に提案する事項について、協議し、又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 事務局 )

第 1 3 条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 職員 )

第 1 4 条 協議会の事務に従事する職員は、1市3町の長が協議して定めた者をもって充てる。

( 経費 )

第 1 5 条 協議会に要する経費は、1市3町が協議して負担する。

( 監査 )

第 1 6 条 協議会の出納の監査は、会長が1市3町の監査委員の中から2人を委嘱し、これらの者が行う。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

( 財務に関する事項 )

第 1 7 条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

( 報酬及び費用弁償 )

第 1 8 条 協議会の会長、委員及び第 1 6 条第 1 項の規定により委嘱を受けた監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法については、会長が会議に諮り別に定める。

( 協議会廃止の場合の措置 )

第 1 9 条 協議会を廃止した場合には、協議会の収支は廃止

の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年12月1日から施行する。

## 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約に関する協議書

深谷市、岡部町、川本町及び花園町（以下「1市3町」という。）は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約（以下「規約」という。）第4条、第6条第1項、第7条第1項第4号及び第14条に規定する内容については、次のとおりとする。

### 1 事務所の位置

規約第4条に規定する協議会の事務所は、埼玉県深谷市仲町8番17号深谷市役所南別館内に置く。

### 2 会長及び副会長

規約第6条第1項に規定する会長及び副会長は、次のとおりとする。

（1） 会長は、深谷市長とする。

（2） 副会長は、岡部町長、川本町長及び花園町長とする。

### 3 学識経験を有する者

規約第7条第1項第4号に規定する学識経験を有する者は、次のとおりとする。

区 分	分 野	人 数	計
1市3町の長がそれぞれ指名する学識経験を有する者	自治会	左記の各分野から、各市町4人ずつ	16人
	女 性		
	農 林 業		
	商 工 業		
	青 年		
	福 祉 教 育		
埼玉県職員		1人	1人
合 計			17人

### 4 協議会の事務局職員

規約第14条に規定する協議会の事務に従事する職員（以下「

派遣職員」という。)は、専任とし、各市町からの派遣職員は次のとおりとする。

市町名	派遣職員数
深谷市	6人
岡部町	3人
川本町	3人
花園町	3人
合計	15人

#### 5 内容の変更

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わすものとする。

#### 6 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、1市3町の長が協議して定めるものとする。

#### 7 協議の発効

この協議は、平成16年12月1日から発効する。

#### 8 協議の失効

この協議は、協議会が解散した時にその効力を失うものとする。

この協議の成立を証するため、本書4通を作成し、1市3町の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成 1 6 年 1 2 月 1 日

埼玉県深谷市仲町 1 1 番 1 号

深谷市

深谷市長 新 井 家 光

埼玉県大里郡岡部町大字岡 2 3 8 1 番地 1

岡部町

岡部町長 神 尾 高 善

埼玉県大里郡川本町大字田中 1 9 7 番地

川本町

川本町長 小 川 重 雄

埼玉県大里郡花園町大字小前田 2 3 4 5 番地

花園町

花園町長 柳 雅 己

## 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項の規定に基づき、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、協議会に提案する事項について、協議し、又は調整するものとする。

2 前項に定めるもののほか、深谷市、岡部町、川本町及び花園町(以下「1市3町」という。)の合併に関し、会長が必要と認める事項について、協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者(以下「幹事」という。)をもって組織する。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選により定める。

3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

4 幹事長に事故あるとき又は幹事長が欠けたときは、副幹事長が幹事長の職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議は、幹事長が招集する。

2 会議の議長は、幹事長がこれに当たる。

(関係職員等の出席)

第6条 幹事長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

( 報告 )

第 7 条 幹事長は、幹事会の協議及び調整の経過及び結果について、  
会長に報告するものとする。

( 庶務 )

第 8 条 幹事会の庶務は、協議会事務局が行う。

( その他 )

第 9 条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、  
会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

別表 ( 第 3 条関係 )

市 町 名	職 名
深 谷 市	助 役
	総合政策部長
	総務部長
岡 部 町	収 入 役
	総括理事
	総務担当理事
川 本 町	助 役
	総務課長
	企画財政課長
花 園 町	助 役
	総務課長
	総務課主幹

## 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会専門部会設置規程

### ( 専門部会の設置 )

第 1 条 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約第 1 2 条第 1 項の規定による幹事会に深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

### ( 所掌事務 )

第 2 条 専門部会は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示又は幹事会の要請により、協議会に提案する事項、その他会長が必要と認める事項について、専門的に調査検討し、協議案又は調整案を作成するものとする。

### ( 組織 )

第 3 条 専門部会は、別表に定めるとおりとし、深谷市、岡部町、川本町及び花園町の課長補佐相当職以上の職にある者をもって組織する。

### ( 部会長及び副部会長 )

第 4 条 専門部会に、部会長及び副部会長若干人を置く。

2 部会長及び副部会長は、前条に規定する専門部会を組織する者の互選により定める。

3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

4 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、副部会長が部会長の職務を代理する。

### ( 会議 )

第 5 条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 会議の議長は、部会長がこれに当たる。

3 専門部会は、必要に応じて関係する他の専門部会と合同で会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する専門部会の部会長が当たる

ものとする。

(関係職員等の出席)

第6条 部会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(分科会)

第7条 専門部会は、第2条に規定する所掌事務について、個別具体的に調査検討し、又は調整するため、別に定めるところにより、専門部会に分科会及び作業部会を置く。

(報告)

第8条 部会長は、専門部会で作成した協議案又は調整案を幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

別表(第3条関係)

企 画 財 政 部 会
総 務 部 会
住 民 部 会
福 祉 部 会
産 業 経 済 部 会
建 設 部 会
水 道 部 会
教 育 部 会
議 会 部 会

## 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会分科会規程

### (趣旨)

第1条 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会専門部会設置規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき設置する深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会分科会(以下「分科会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 分科会は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会専門部会の部会長(以下「部会長」という。)の指示を受け、規程第2条に規定する所掌事務について、個別具体的に調査検討し、又は調整する。

### (組織)

第3条 分科会は、別表に定めるとおりとし、深谷市、岡部町、川本町及び花園町の職員の内から、それぞれ各市町の長が推薦した者をもって、組織する。

### (分科会長及び副分科会長)

第4条 分科会に、分科会長及び副分科会長若干人を置く。

2 分科会長及び副分科会長は、前条に規定する分科会を組織する者の互選により定める。

3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

4 分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、副分科会長が分科会長の職務を代理する。

### (会議)

第5条 分科会の会議は、分科会長が招集する。

2 会議の議長は、分科会長がこれに当たる。

3 分科会は、必要に応じて関係する他の分科会と合同で会議を開催することができる。この場合において、当該会議の議長は、主たる会議事項となる事務を所管する分科会の分科会長が当たるものとする。

( 関係職員等の出席 )

第 6 条 分科会長は、必要に応じて関係職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

( 報告 )

第 7 条 分科会長は、分科会の調査検討及び調整の経過及び結果について、部会長に報告するものとする。

( 庶務 )

第 8 条 分科会の庶務は、分科会長が属する市又は町の担当部署が行う。

( その他 )

第 9 条 この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 1 2 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会	分科会
企画財政部会	企画分科会
	財政分科会
	出納分科会
	電算分科会
	人権分科会
総務部会	総務分科会
	人事給与分科会
	管財分科会
	税務分科会
	広報広聴分科会
	消防組合分科会
住民部会	住民分科会
	国保年金分科会
	環境分科会
	衛生組合分科会
	斎場分科会
福祉部会	社会福祉分科会
	児童福祉分科会
	保健分科会
産業経済部会	農業分科会
	農業委員会分科会
	商工観光分科会
建設部会	建設分科会
	都市整備分科会
	下水道分科会
水道部会	水道分科会
教育部会	学校教育分科会
	生涯学習分科会
	公民館図書館分科会
議会部会	議会分科会

## 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局(以下「事務局」という)は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関すること。

(組織)

第3条 前条の事務を分掌させるため、事務局に次の担当を置く。

- (1) 総務担当
- (2) 計画担当
- (3) 調整担当

2 前項各号に規定する担当の分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(事務局の職員)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長及びその他必要な職員を置く。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- ( 1 ) 事務局内の連絡及び調整
  - ( 2 ) 事務局長の職務の補佐
  - ( 3 ) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
- 3 その他の職員は、上司の指揮監督を受け、事務局の事務に従事する。

( 職務権限 )

第 6 条 協議会の運営における各職位の職務、事案の処理権限等に関しては、深谷市職務権限規程（昭和 6 0 年 3 月 1 3 日訓令第 3 号）の規定を準用する。この場合において、「市長」及び「助役」とあるのは「会長」と、「部長」及び「次長」とあるのは「事務局長」と、「課長」とあるのは「事務局次長」と、「補佐」とあるのは「事務局補佐」と読み替える。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- ( 1 ) 深谷市、岡部町、川本町及び花園町との連絡調整に関すること。
- ( 2 ) 事務局の事務の取扱方針に関すること。
- ( 3 ) 各種資料等の作成に関すること。
- ( 4 ) 実務的な調査及び回答に関すること。
- ( 5 ) 物品の購入その他契約の締結及び現金の出納に関すること。ただし、3 0 0 万円未満のものに限る。
- ( 6 ) 職員の休暇、時間外勤務命令及び出張命令に関すること。
- ( 7 ) 前各号に定めるもののほか、会長が特に指定する事項に関すること。

( 文書の取扱い )

第 7 条 事案を処理する場合の起案は、深谷市の文書の取扱いの例によるものとする。

2 文書の整理、保管及び編さんについては、ファイリングシステムにより取り扱うものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、事務局における文書の収受、発送、

処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、深谷市の文書の取扱いの例によるものとする。

(情報公開の取扱い)

第8条 協議会が保有する情報に係る公開については、深谷市の情報公開の例によるものとする。

(公印の取扱い)

第9条 協議会の公印は、会長印及び事務局長印とし、その名称、寸法、ひな型、使用区分及び管理者は、別表第2のとおりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、深谷市の公印の取扱いの例によるものとする。

(職員の服務等)

第10条 事務局の職員の服務及び勤務条件については、深谷市の一般職の職員の例によるものとする。

(職員の給与等)

第11条 事務局の職員の給与については、当該職員を派遣する市町の負担とする。

2 事務局の職員の時間外勤務手当及び旅費については協議会の負担とし、その支給方法等は、深谷市の一般職の職員の例によるものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

別表第 1 ( 第 3 条関係 )

担当名	分掌事務
総務担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 協議会の庶務及び会計に関すること。</li> <li>2 協議会予算の調整に関すること。</li> <li>3 合併の諸手続きに関すること。</li> <li>4 協議会の会議に関すること。</li> <li>5 所管事務に係る小委員会の会議に関すること。</li> <li>6 幹事会の会議に関すること。</li> <li>7 合併資料の編纂に関すること。</li> <li>8 人事に関すること。</li> <li>9 報酬等の支給に関すること。</li> <li>10 広報事業に関すること。</li> <li>11 行政職員への啓発に関すること。</li> <li>12 合併の方式に関すること。</li> <li>13 合併の期日に関すること。</li> <li>14 新市の名称に関すること。</li> <li>15 新市の事務所の位置に関すること。</li> <li>16 国・県との連絡調整に関すること。</li> <li>17 前各号に定めるもののほか、他の担当に属さないこと。</li> </ol>
計画担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新市建設計画に関すること。</li> <li>2 新市の財政計画に関すること。</li> <li>3 新市の予算編成に関すること。</li> <li>4 住民説明会に関すること。</li> <li>5 所管事務に係る小委員会の会議に関すること。</li> <li>6 協議会の年次計画及び全体計画に関すること。</li> </ol>
調整担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管事務に係る小委員会の会議に関すること。</li> <li>2 専門部会の会議に関すること。</li> <li>3 分科会の会議に関すること。</li> </ol>

	<p>4 財産の取扱いに關すること。</p> <p>5 議員の定数及び任期の取扱いに關すること。</p> <p>6 農業委員會の委員の定数及び任期の取扱いに關すること。</p> <p>7 地方税の取扱いに關すること。</p> <p>8 一般職の身分の取扱いに關すること。</p> <p>9 特別職の身分の取扱いに關すること。</p> <p>10 条例・規則等の取扱いに關すること。</p> <p>11 組織及び機構の取扱いに關すること。</p> <p>12 一部事務組合の取扱いに關すること。</p> <p>13 使用料・手数料等の取扱いに關すること。</p> <p>14 公共的団体の取扱いに關すること。</p> <p>15 補助金・交付金等の取扱いに關すること。</p> <p>16 町丁字名の取扱いに關すること。</p> <p>17 慣行の取扱いに關すること。</p> <p>18 国民健康保險事業の取扱いに關すること。</p> <p>19 介護保險事業の取扱いに關すること。</p> <p>20 消防団の取扱いに關すること。</p> <p>21 各種事務事業の取扱いに關すること。</p>
--	--

別表第 2 ( 第 9 条関係 )

名 称	深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会長の印	深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事務局長の印
寸 法 ( ミリメートル )	方 2 4	方 2 4
ひ な 型	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">                 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会長の印             </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">                 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事務局長の印             </div>
使 用 区 分	一般文書用	一般文書用
管 理 者	深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事務局長	深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事務局長

## 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会財務規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約（以下「規約」という。）第17条の規定に基づき、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、深谷市、岡部町、川本町及び花園町（以下「1市3町」という。）の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算に係る予算書の写しを1市3町の長に送付するものとする。

### (予算の補正)

第3条 会長は、前条の規定による予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により補正予算が協議会の承認を得たときについて準用する。

### (歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の科目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の科目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の科目を定めることができる。

### (出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関にこれを預け入れる等、確実な方法で管理しなければならない。

( 協議会出納員 )

第 6 条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

( 予算の流用及び予備費の充当 )

第 7 条 予算の流用及び予備費の充当は、会長の属する市又は町の予算の例による。

( 決算等 )

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後 3 か月以内に協議会の決算を調製し、規約第 16 条第 1 項の規定により委嘱を受けた監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算に係る決算書の写しを 1 市 3 町の長に送付するものとする。

( 収入及び支出の手続 )

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、金銭出納帳その他必要な簿冊等を備え、出納の管理を行うものとする。

( その他 )

第 10 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

別表第 1 ( 第 4 条関係 )

歳入予算の科目の区分

科 目

款	項
1 負 担 金	1 負 担 金
2 繰 越 金	1 繰 越 金
3 諸 収 入	1 諸 収 入

別表第 2 ( 第 4 条関係 )

歳出予算の科目の区分

科 目

款	項
1 運 営 費	1 会 議 費
	2 事 務 費
2 事 業 費	1 事 業 推 進 費
3 予 備 費	1 予 備 費

別紙資料 1

---

1 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の現金預入金融機関について（第 5 条第 2 項関係）

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の現金預入金融機関については、下記の金融機関とする。

記

金融機関名 埼玉りそな銀行 深谷支店

以上

---

2 会長が命ずる協議会出納員について（第 6 条第 1 項）

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の出納員は、下記のものとする。

記

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事務局次長及び事務局総務担当の職員

以上

---

## 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会実費弁償規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約第10条第4項、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会幹事会規程第6条、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会専門部会設置規程第6条及び深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会分科会規程第6条の規定により、会議に出席した関係職員等に実費弁償をすることについて必要な事項を定めるものとする。

### (実費弁償の額)

第2条 前条に規定する実費弁償の額は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会の会長の属する市又は町の職員等の旅費に関する条例に規定する特別職職員の旅費相当額とする。

### (その他)

第3条 この規程に定めるもののほか実費弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成16年12月1日から施行する。

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会監査委員の  
選任について

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約第16条第1項  
の規定により、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会監査委  
員に、次の者を選任したので報告する。

岡部町監査委員	た	じま	よし	すけ
	田	嶋	義	介
川本町監査委員	とど	ろ	き	たか
	舎	利	弗	孝
				お
				雄

平成16年12月12日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会  
会 長 深谷市長 新 井 家 光

## 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協定書

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員のうち、地方公共団体の長その他の常勤職員以外の委員（以下「当該委員」という。）の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。

### 1 身分等

当該委員は、協議会の委員の委嘱をもって、当該委員を選任した市町長が属する市町の非常勤の職員に任命されたものとみなす。

### 2 公務災害補償制度の適用

当該委員の公務災害及び通勤災害については、当該委員を選任した市町の公務災害補償制度を適用し、かつ、当該市町において、対応（公務災害の発生に伴い必要となる認定委員会、災害補償その他公務災害に関する費用負担を含む。）するものとする。

### 3 報酬及び費用弁償

当該委員に協議会の関係規程に定める報酬及び費用弁償の支給があったときは、これらを当該委員が非常勤職員の身分を有する市町において定めた当該非常勤職員に支給すべき報酬及び費用弁償とみなす。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、1市3町の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 1 6 年 1 2 月 1 日

埼玉県深谷市仲町 1 1 番 1 号

深谷市

深谷市長 新 井 家 光

埼玉県大里郡岡部町大字岡 2 3 8 1 番地 1

岡部町

岡部町長 神 尾 高 善

埼玉県大里郡川本町大字田中 1 9 7 番地

川本町

川本町長 小 川 重 雄

埼玉県大里郡花園町大字小前田 2 3 4 5 番地

花園町

花園町長 柳 雅 己

## 議案第 1 号

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会各種規程に  
ついて

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会各種規程を別紙のと  
おり定める。

平成 1 6 年 1 2 月 1 2 日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会  
会 長 深谷市長 新 井 家 光

- 1 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会議運営規程  
・・・・・・・・ p 33
- 2 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会委員等の報酬及び  
費用弁償に関する規程  
・・・・・・・・ p 41



## 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約(以下「規約」という。)第10条第3項の規定に基づき、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会(以下「協議会」という。)の会議(以下「会議」という。)の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議の運営に際しては、公正かつ公平な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長(以下「議長」という。)は、副会長と連携して、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めるものとする。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、議事が円滑に進行するように協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会、閉会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

(発言の許可)

第5条 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(議事の進行)

第6条 議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

(会議録の調製等)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録(様式第1号)を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議事項(議題及び会議結果)

( 4 ) 会議の経過（議事の要旨）

( 5 ) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、適切に保管するものとする。

4 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。

（会議録等の公開）

第 8 条 会議録及び会議資料は、公開するものとする。

2 前項の公開は、会議録が確定した日以後に行うものとする。

（会議の公開）

第 9 条 会議は、公開するものとする。ただし、公正かつ公平な協議の推進又は円滑な議事の進行に著しい支障が生ずる恐れがあるときは、会議を公開しないことができる。

2 前項ただし書の規定による会議の非公開は、あらかじめ議長が会議に諮り決するものとする。

（傍聴人の定員）

第 1 0 条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 一般傍聴人の定員は、50人とする。ただし、議長は、会場の都合により、定員の数を増減することができる。

（傍聴の手續）

第 1 1 条 会議を傍聴しようとする者は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会議傍聴届（様式第2号。以下「傍聴届」という。）に住所、氏名等を記入の上、あらかじめ議長に提出し、傍聴証（様式第3号）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に交付する。ただし、会議開始予定時刻の30分前までにおける一般傍聴人の傍聴希望者が前条第2項の定員を超えるときは、くじ引きにより一般傍聴人を決するものとする。

（傍聴証の返還）

第 1 2 条 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを議長に返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒など他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。)、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、ビデオカメラの類を携帯している者。ただし、撮影又は録音することにつき、あらかじめ議長に届け出た者を除く
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第14条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における委員の発言等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと
- (3) はち巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章を除く。)、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなどの示威的行為をしないこと
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと
- (5) みだりに席を離れないこと
- (6) 携帯電話の電源を切ること
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと

( 8 ) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと

( 写真、映画等の撮影及び音声の録音等の制限 )

第 1 5 条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は音声を録音しようとするときは、傍聴届により、あらかじめ議長に届け出なければならない。

( 職員の指示 )

第 1 6 条 傍聴人は、協議会の事務局職員の指示に従わなければならない。

( 違反に対する措置 )

第 1 7 条 議長は、傍聴人がこの規程に定める事項に違反するときはこれを制止し、その命令に従わないときは退場させることができる。

( 規律 )

第 1 8 条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

( 委任 )

第 1 9 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 1 2 月 1 2 日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

会 議 録

会議の名称			
開催日時		年 月 日 ( ) 時 分開会 ・ 時 分閉会	
開催場所			
議長氏名			
出席者及び欠席者氏名			
事務局氏名			
会議事項	1 議 題		2 会議結果
	会議の経過 (議事の要旨)		
会議資料	別紙のとおり		
その 他 事 項			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
年 月 日		会長（議長） <span style="float: right;">印</span>	

別紙

( 会議の経過 )

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項

様式第2号(第11条、第15条関係)

年 月 日

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会

会長(議長) 様

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会議傍聴届

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会議運営規程第11条第1項及び第15条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

住 所	
氏 名	
年 齢	
撮 影 及 び 録 音 機 材 の 有 無	
有 ・ 無	
撮 影 機 材 名	カメラ・デジタルカメラ・ビデオカメラ カメラ付き携帯電話 その他( )
録 音 機 材 名	テープレコーダー・ICレコーダー MDレコーダー その他( )

様式第3号（第11条関係）

傍 聴 証

第 号

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会

会 長（議 長）

印

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約(以下「規約」という。)第18条第2項の規定に基づき、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会(以下「協議会」という。)の会長、委員及び監査委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 委員等が、その職務に従事した時に支給する報酬の額は、日額6,500円とする。ただし、規約第7条第1項第1号の規定による委員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 委員等が、協議会の職務を行うために、深谷市、岡部町、川本町及び花園町以外の区域に出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、会長の属する市又は町の特別職職員の例による。

(支給方法)

第4条 報酬及び費用弁償の支給方法については、会長の属する市又は町の特別職職員の例による。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年12月12日から施行する。



議案第 2 号

平成 1 6 年度深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議  
会事業計画について

平成 1 6 年度深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事業計  
画を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 1 2 月 1 2 日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会  
会 長 深谷市長 新 井 家 光

## 平成16年度深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事業計画

- 1．会議の開催
  - ・ 合併協議会、幹事会等の開催
- 2．合併協定項目の協議
  - ・ 合併協定項目について協議・検討
- 3．合併に関し必要な事項の協議
  - ・ 合併協定項目以外の事項について、順次協議
- 4．行財政現況調査、事務事業現況調査及び調整作業の実施
  - ・ 行政全般にわたる現状把握、比較検討及び調整
- 5．新市建設計画の作成
  - ・ 新市建設計画の作成
- 6．協議会の情報提供
  - ・ 各市町の広報紙による情報の提供
  - ・ 協議会ホームページの開設と情報の提供
- 7．合併協定書の調印式
- 8．住民説明会の開催
  - ・ 新市建設計画等を住民に説明
- 9．その他
  - ・ 国、県との連絡調整等
  - ・ その他、必要な事項





議案第 3 号

平成 1 6 年度深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議  
会歳入歳出予算について

平成 1 6 年度深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会歳入歳  
出予算を別紙のとおり定める。

平成 1 6 年 1 2 月 1 2 日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会  
会 長 深谷市長 新 井 家 光

平成16年度 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会歳入歳出予算書

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1	負担金	19,542
	1 負担金	19,542
		深谷市 13,816 岡部町 2,462 川本町 1,583 花園町 1,681
2	諸収入	1
	1 諸収入	1
	歳 入 合 計	19,543

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1	運営費	12,955
	1 会議費	2,834
	1 報酬	1,417
	11 需用費	140
	13 委託料	1,197
	14 使用料及び賃借料	80
	2 事務費	10,121
	3 職員手当等	7,392
	4 共済費	60
	7 賃金	468
	9 旅費	387
	11 需用費	766
	12 役務費	10
	14 使用料及び賃借料	938
	18 備品購入費	100
2	事業費	6,488
	1 事業推進費	6,488
	11 需用費	4,883
	13 委託料	1,365
	14 使用料及び賃借料	240
		広報広聴事業経費(ホームページ更新等) 660 新市建設計画策定経費 4,883 事務事業一元化等支援業務委託料 630 合併協定調印式 315
3	予備費	100
	1 予備費	100
	29 予備費	100
	歳 出 合 計	19,543

## 協議第 1 号

合併協定項目及び事務事業に係る調整の基本方針等について

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会合併協定項目及び事務事業に係る調整の基本方針等について、次のとおり提案する。

- 1 合併協定項目については、別紙 1 のとおりとする。
- 2 事務事業に係る調整の基本方針については、別紙 2 のとおりとする。
- 3 深谷市、岡部町、川本町及び花園町の合併協議においては、解散となった深谷市・岡部町・川本町・花園町・寄居町合併協議会及び深谷市・岡部町・川本町合併協議会における活動成果を原則として引き継ぐものとする。

平成 1 6 年 1 2 月 1 2 日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会  
会 長 深谷市長 新 井 家 光

## 合併協定項目

番号	協定項目	番号	協定項目	
<b>基本的な協定項目</b>		22	各種事務事業の取扱い	
1	合併の方式		1	国際交流、広域交流事業の取扱い
2	合併の期日		2	電算システム事業の取扱い
3	新市の名称		3	情報公開、個人情報保護制度の取扱い
4	新市の事務所の位置		4	広報広聴事業の取扱い
<b>合併特例法に規定されている協定項目</b>			5	人権政策事業の取扱い
5	新市建設計画		6	消防、防災事業の取扱い
6	地域審議会の取扱い		7	交通対策事業の取扱い
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い		8	市民窓口業務の取扱い
8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		9	国民健康保険事業の取扱い
9	一般職の職員の身分の取扱い		10	保健、医療事業の取扱い
10	地方税の取扱い		11	障害者福祉事業の取扱い
<b>その他の協定項目</b>			12	高齢者福祉事業の取扱い
11	財産の取扱い		13	児童福祉事業の取扱い
12	特別職の職員の身分の取扱い		14	保育事業の取扱い
13	条例、規則等の取扱い		15	生活保護事業の取扱い
14	事務組織及び機構の取扱い		16	ごみ処理事業の取扱い
15	一部事務組合等の取扱い		17	環境対策事業の取扱い
16	使用料、手数料等の取扱い		18	農業振興事業の取扱い
17	公共的団体等の取扱い		19	商工、観光事業の取扱い
18	補助金、交付金等の取扱い		20	勤労者、消費者関連事業の取扱い
19	町名、字名の取扱い		21	道路、河川事業の取扱い
20	慣行の取扱い	22	公営住宅事業の取扱い	
21	行政連絡機構（行政区）の取扱い	23	都市計画事業の取扱い	
		24	水道事業の取扱い	
		25	下水道事業等の取扱い	
		26	学校教育事業の取扱い	
		27	生涯学習事業の取扱い	
		28	文化財保護事業の取扱い	
		29	コミュニティ事業の取扱い	

## 協定項目協議内容

### 基本的な協定項目

番号	協定項目	協議内容
1	合併の方式	合併の方式については、新設合併と編入合併のいずれを選択するか協議する。
2	合併の期日	合併するために、各市町の議会や県議会の議決、総務大臣への届出、告示等の手続きに一定の期間を要する。また、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併時の事務処理、引継ぎの準備期間等を総合的に勘案し、合併の期日について協議する。
3	新市の名称	新設合併の場合、現在の各市町の法人格は全て同時に消滅し、新たな市として一つの法人格が発生するため、新しい市の名称を協議する。
4	新市の事務所の位置	新設合併の場合、新たに事務所の位置について協議する。

### 合併特例法に規定されている協定項目

番号	協定項目	協議内容
5	新市建設計画	新市建設計画は、合併後の将来に関するビジョンを示し、新市のマスタープランとしての役割を果たすものである。作成に当たっては、各市町のそれぞれの基本構想を踏まえ、協議し作成する。
6	地域審議会の取扱い	旧市町の区域ごとに合併後の新市の長の諮問により審議し、または意見を述べる機能を有する審議会の設置の有無について協議する。
7	議会の議員の定数及び任期の取扱い	新設合併の場合、各市町の議会議員はすべて失職し、新市の法定数による設置選挙を行うのか、合併特例法で定める議会議員の激減緩和的な特例措置を選択するのか、協議する。
8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	新設合併の場合、農業委員会委員はすべてその身分を失うのが原則であるが、合併特例法等に定数ないし任期の特例措置が定められており、どの方法を選択するか協議する。
9	一般職の職員の身分の取扱い	新設合併の場合、一般職員は身分を失うこととなるが、合併特例法により引き続き新市の職員としての身分を保有するように措置しなければならないため、新市発足後の任用制度、給与及び勤務条件等について協議する。
10	地方税の取扱い	市町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、都市計画税について、税目によって税率が異なっている場合もあることから、住民負担の均衡を欠くことのないように、均一課税か不均一課税かを協議する。

その他の協定項目

番号	協定項目	協議内容
11	財産の取扱い	各市町が持っている財産（土地、建物、債権、債務等）の新市への引継ぎについての調整方針を協議する。
12	特別職の職員の身分の取扱い	新設合併の場合、各市町の特別職の職員はすべて失職し、新市で新たに選挙、選任されることとなる。特別職の職員の身分取扱いについての調整方針を協議する。
13	条例、規則等の取扱い	新設合併の場合、各市町の法人格が消滅するため、条例、規則はすべて失効するので、新市の条例、規則の制定についての調整方針を協議する。
14	事務組織及び機構の取扱い	新設合併の場合、条例や規則に基づいて合併後の事務執行に支障がないように、また、効率的な行政運営につながる組織や機構の整備についての調整方針を協議する。
15	一部事務組合等の取扱い	一部事務組合等の廃止、脱退及び加入の手続きや規約変更の手続き等についての調整方針を協議する。
16	使用料、手数料等の取扱い	使用料、手数料の種類、金額、徴収方法等を円滑に移行できるようにするための調整方針を協議する。
17	公共的団体等の取扱い	公共的活動を営む団体は、新市としての一体感を醸成する上からも統合されることが理想的であり、これらの団体への働きかけ等についての調整方針を協議する。
18	補助金、交付金等の取扱い	補助金、交付金等は、その必要性、公平性等の観点から内容を検討し、従来からの経緯、実情等に配慮のうえ、調整方針を協議する。
19	町名、字名の取扱い	町名、字名は、地域の歴史や文化により住民の愛着があるため、従来そのまま存続される場合が多いようである。こうしたことを踏まえ、新市の町名、字名についての調整方針を協議する。
20	慣行の取扱い	市町章、市町民憲章、市町の花、木、鳥、各種宣言、各種行事等の慣行の取扱いについての調整方針を協議する。
21	行政連絡機構（行政区）の取扱い	行政の円滑な運営に資するため設置している補助機関としての行政連絡機構（行政区）の取扱いについての調整方針を協議する。

22	<b>各種事務事業の取扱い</b>	各市町で実施している各種事業については、合併に伴い住民に直接大きな影響を与えるものや多額の経費を要するものについて、これまでの経緯、実情を考慮し、急激な変化を及ぼすことのないよう、また、住民サービスの低下につながらないように留意し、合理化、効率化を図るための方針を協議する。	
	1	<b>国際交流、広域交流事業の取扱い</b>	従前の実情を踏まえて、継続して事業を実施するなどの調整方針を協議する。
	2	<b>電算システム事業の取扱い</b>	住民サービスの維持、向上を前提に、新市発足時に混乱を起こさぬよう、既存の電算システムの統合、新システムの構築についての調整方針を協議する。
	3	<b>情報公開、個人情報保護制度の取扱い</b>	情報公開、個人情報保護制度については、住民のプライバシー保護等重要な制度であり、新市において統一した取扱いが図れるよう調整方針を協議する。
	4	<b>広報広聴事業の取扱い</b>	新市の広報手段や、新しいまちづくりについての意見を聞く広聴手段についての調整方針を協議する。
	5	<b>人権政策事業の取扱い</b>	「人権教育のための国連10年行動計画」を踏まえ、人権政策推進についての調整方針を協議する。
	6	<b>消防、防災事業の取扱い</b>	地域防災計画等は、新市において速やかに策定することが必要であるため、消防、防災体制等の整備についての調整方針を協議する。
	7	<b>交通対策事業の取扱い</b>	住民生活の安全確保の観点から、放置自転車対策、公共交通対策等についての調整方針を協議する。
	8	<b>市民窓口業務の取扱い</b>	住民サービス向上の観点から、市民窓口業務の取扱いについての調整方針を協議する。
	9	<b>国民健康保険事業の取扱い</b>	国民健康保険事業については、各市町が保険者となって運営しており、保険税率等も各市町で異なる場合があるため、保険税率や納付期日の取扱い等についての調整方針を協議する。
	10	<b>保健、医療事業の取扱い</b>	成人、母子保健事業や予防対策事業など住民生活に極めて密接に関係した重要な事業であるため、急激な変化を及ぼすことのないよう事業の調整方針を協議する。
11	<b>障害者福祉事業の取扱い</b>	国等の制度に基づいて実施している事業は新市へ引き継ぎ、障害者の社会参加に係る事業等は統合又は再編し、充実に努めるための調整方針を協議する。	

12	高齢者福祉事業の取扱い	国等の制度に基づいて実施している事業は新市へ引継ぎ、老人保健福祉計画を新たに再編し、保健福祉制度の充実に努めるための事業の調整方針を協議する。
13	児童福祉事業の取扱い	国等の制度に基づいて実施している事業は新市へ引継ぎ、各種事業等については、統合又は再編し充実に努めるための事業の調整方針を協議する。
14	保育事業の取扱い	国等の制度に基づいて実施している事業は新市へ引継ぎ、保育料、保育事業の取扱いについての調整方針を協議する。
15	生活保護事業の取扱い	国等の制度に基づいて実施している事業は新市へ引継ぎ、福祉事務所、生活保護事業の取扱いについての調整方針を協議する。
16	ごみ処理事業の取扱い	ごみ収集については、処理や再利用の方法に配慮しながら、一般廃棄物の量及び質に対応した適正な処理が行える体制整備などの調整方針を協議する。
17	環境対策事業の取扱い	公害監視業務等の環境対策事業については、市民生活の安全、安心に資するための事業の調整方針を協議する。
18	農業振興事業の取扱い	同一又は類似する事業は農業の振興が図られるよう統合又は再編等についての調整方針を協議する。
19	商工、観光事業の取扱い	同一又は類似する事業は商工、観光事業の振興が図られるよう統合又は再編等についての調整方針を協議する。
20	勤労者、消費者関連事業の取扱い	勤労者の支援及び消費者保護の観点から、事業の調整方針を協議する。
21	道路、河川事業の取扱い	交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路網の整備や河川改修、維持管理体制の整備についての調整方針を協議する。
22	公営住宅事業の取扱い	公営住宅の供給、適正な維持管理についての調整方針を協議する。
23	都市計画事業の取扱い	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発等についての調整方針を協議する。
24	水道事業の取扱い	水道事業については、その地域の事業の形態等に応じ、使用料、加入金、分担金等の調整や給水区域、事業会計、基金等についての調整方針を協議する。

25	下水道事業等の取扱い	下水道事業等については、その地域の事業の形態等に応じ、使用料、加入金、分担金、助成制度等の調整や処理区域等についての調整方針を協議する。
26	学校教育事業の取扱い	教育環境の充実を図るため、教職員の資質の向上や施設の整備、通学区域、給食、就学援助等についての調整方針を協議する。
27	生涯学習事業の取扱い	住民の生活文化振興のため、学習機会、情報提供等の環境整備についての調整方針を協議する。
28	文化財保護事業の取扱い	文化財の調査、保存、活用及び整備等についての調整方針を協議する。
29	コミュニティ事業の取扱い	市民活動の高揚に資するため、従来からの経緯、実情を考慮しながら、新市において引き続き推進していけるような事業等についての調整方針を協議する。

## 事務事業に係る調整の基本方針について

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会は、深谷市、岡部町、川本町及び花園町（以下「1市3町」という。）の事務事業の協議案又は調整案（以下「調整原案」という。）を、次の方針に基づき作成する。

### 1．調整の基本的考え方

各事務事業の調整の協議にあたっては、これまで1市3町が行ってきたまちづくりの歩みを尊重しつつ、新市での速やかな融合一体化の促進と新たなまちづくりに結びつけていくものとする。

上記を踏まえ、次の5つの原則を総合的に勘案して調整するものとする。

#### （1）一体性確保の原則

新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。

#### （2）住民福祉向上の原則

住民サービス及び住民福祉の維持向上に努める。

#### （3）負担公平の原則

負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

#### （4）健全な財政運営の原則

新市において健全な財政運営が図られるよう努める。

#### （5）行財政改革推進の原則

行財政改革を推進し、事務事業の見直しに努める。

### 2．具体的な協議方針

調整にあたっての具体的な協議方針は次のとおりとする。

（1）従来からの1市3町の取組を勘案しながら、制度等に違いがあるものは一元化を図ることを原則とし調整に努める。

（2）住民負担を伴うものについては、住民理解が得られるよう試算等を組み込むなど具体的な提示をする。

（3）各事務事業の調整原案の作成については、基本的分類に従って協議する。

### 3. 調整原案の基本的分類

各事務事業の調整は、概ね次の分類のいずれかによるものとする。

(1) 存続 新市においても「存続」させる事務事業

新市においても特段の調整を要せず現行どおりに執行していく事務事業

(2) 一元化 新市において「一元化」させる事務事業

新市において統一的な考え方のもとに執行していく事務事業

統合 1市3町いずれかの事務事業の制度や仕組を新市全体に適用していく場合

・(時期) 合併時

・(時期) 合併後

再編 1市3町の事務事業の制度や仕組を改変し、新市として新たなものにしていく場合

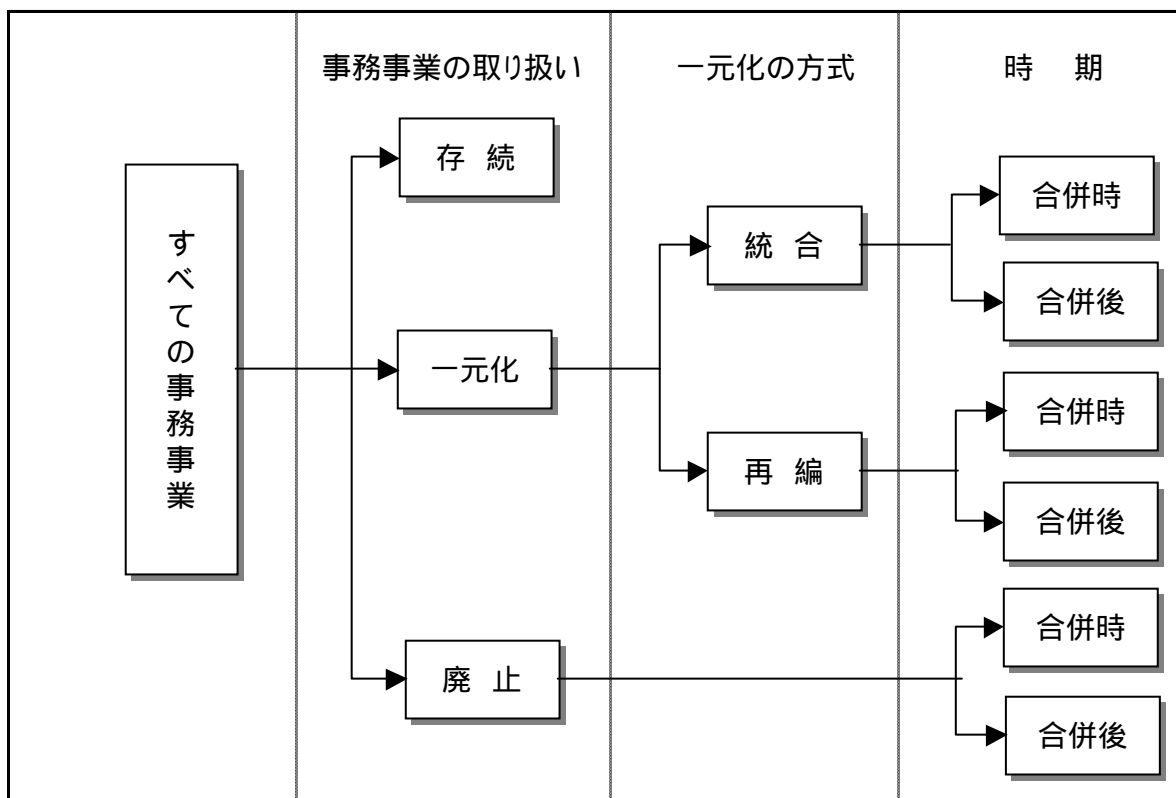
・(時期) 合併時

・(時期) 合併後

(3) 廃止 新市においては「廃止」する事務事業

・(時期) 合併時

・(時期) 合併後



## 1. 調整の基本的考え方《具体的内容》

### (1) 一体性確保の原則

新市に移行する際、最も避けなければならないことは、住民生活に支障をきたすということである。特に住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、その他福祉や保健サービス、各種施設の利用やその申し込み方法など、住民の生活に係わる事項については、住民生活に支障をきたさないように、速やかな一体性の確保に努め、統一的な取扱いが図れるようにする。

### (2) 住民福祉向上の原則

現在、1市3町で行っている各種行政サービスについて、そのサービスに市町間の差異があるものについては、現行のサービスの水準を低下させないことを原則に、一元化できるよう調整に努める。

### (3) 負担公平の原則

各種使用料、手数料や各種税金など住民が直接負担するものについては、その料金や税率について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮するとともに、行政格差を生じないように調整に努める。

### (4) 健全な財政運営の原則

新市において、安定した予算編成が行えるよう、財源の確保に努めるなど、収支バランスのとれた財政運営を心がけるものとする。

### (5) 行財政改革推進の原則

各事務事業の調整を図る際には、最少の経費で最大の効果が上げられることを基本とし、整理統合が可能な類似の事業や同様の代替的事业に集約できる事業については速やかな見直しを行うなど、効率的な行財政運営が行えるよう調整に努める。

## 協議第 2 号

### 合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提案する。

合併の方式については、深谷市、岡部町、川本町、花園町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

平成 1 6 年 1 2 月 1 2 日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会  
会 長 深谷市長 新 井 家 光



## 協議第3号

### 合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提案する。

合併の期日については、平成18年1月1日とする。

平成16年12月12日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会  
会 長 深谷市長 新 井 家 光



協議第 4 号

新市の名称について

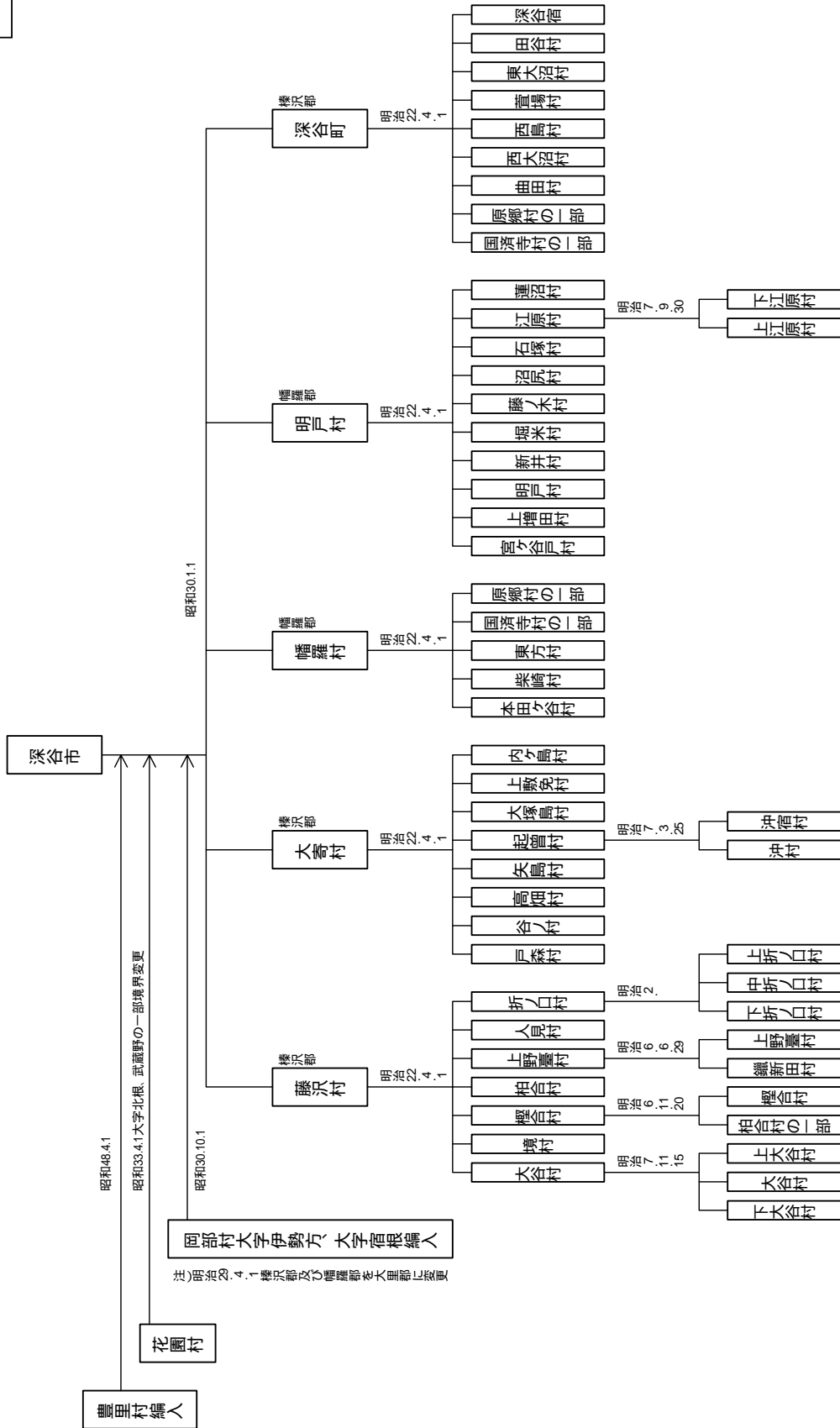
新市の名称について、次のとおり提案する。

新市の名称については、「深谷市」とする。

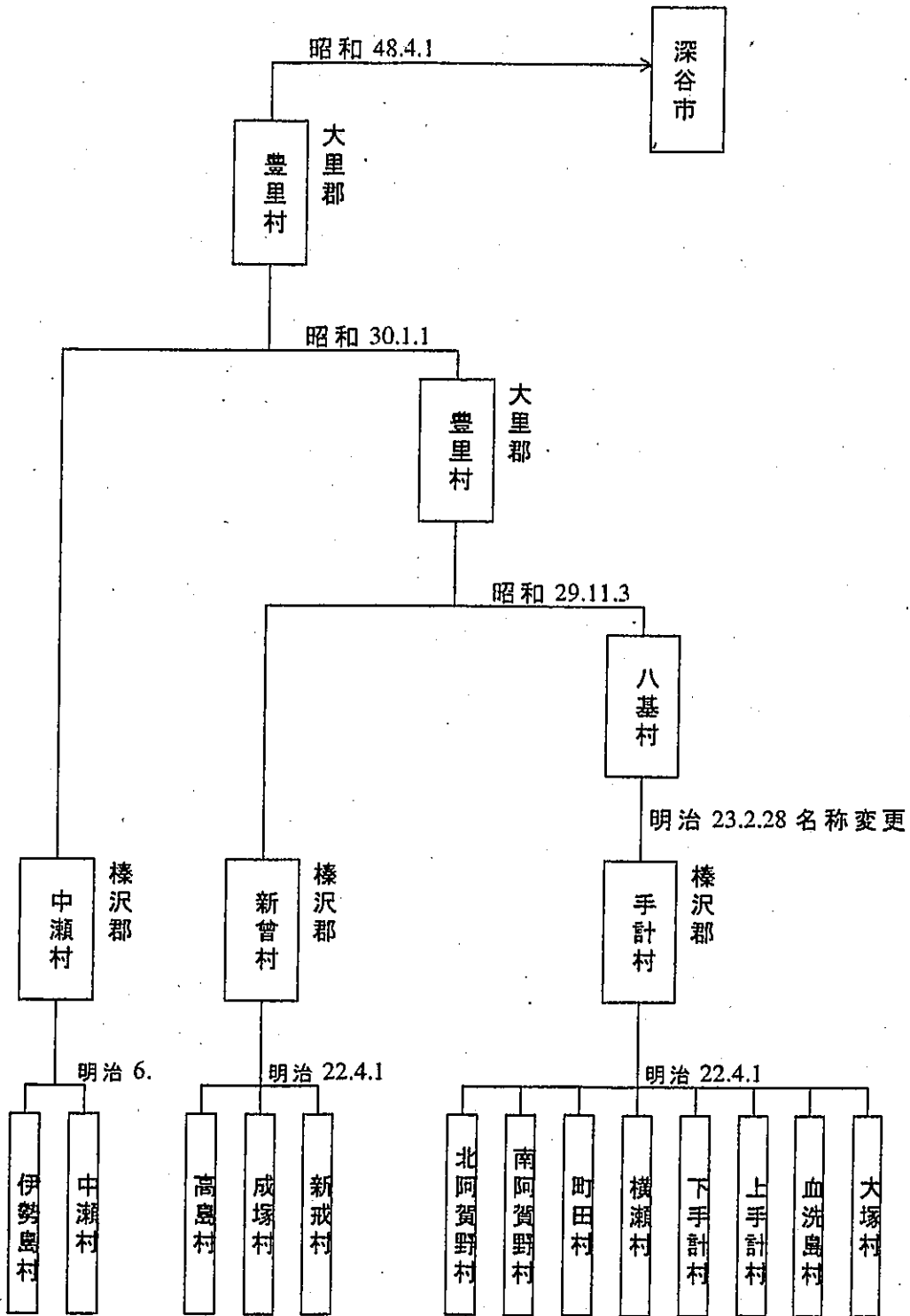
平成 1 6 年 1 2 月 1 2 日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会  
会 長 深谷市長 新 井 家 光

合併の経緯（深谷市）



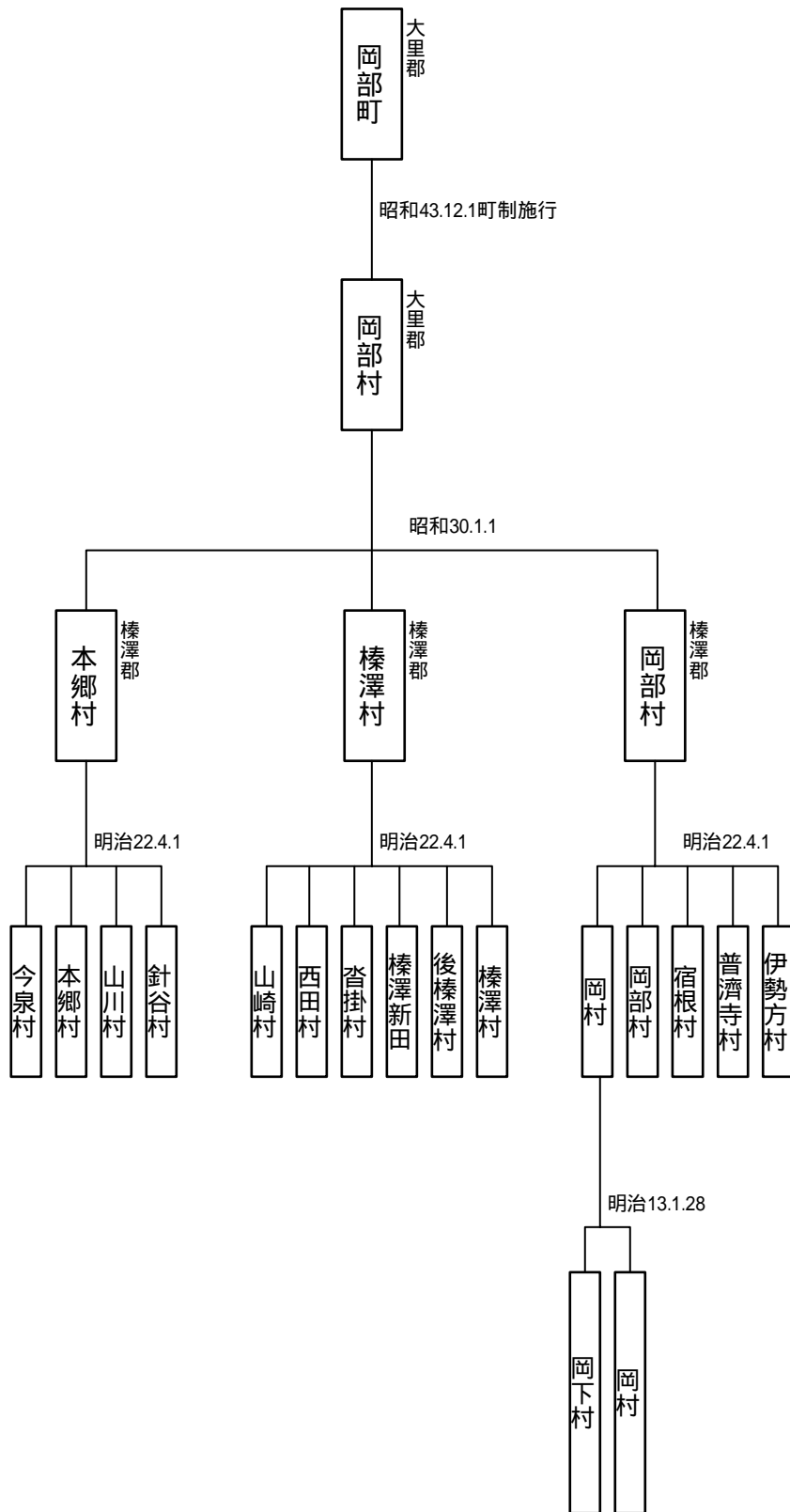
図表 合併の経緯（深谷市・旧豊里村）



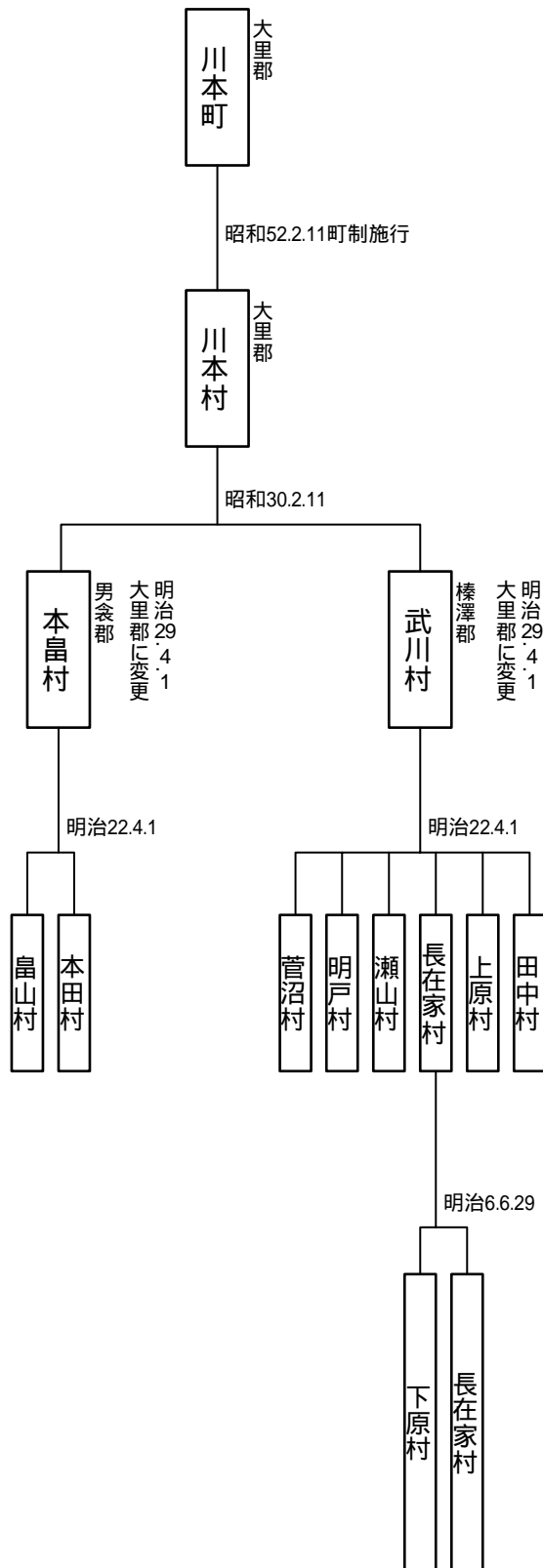
注）明治 29. 4. 1 榛沢郡を大里郡に変更

### 合併の経緯（岡部町）

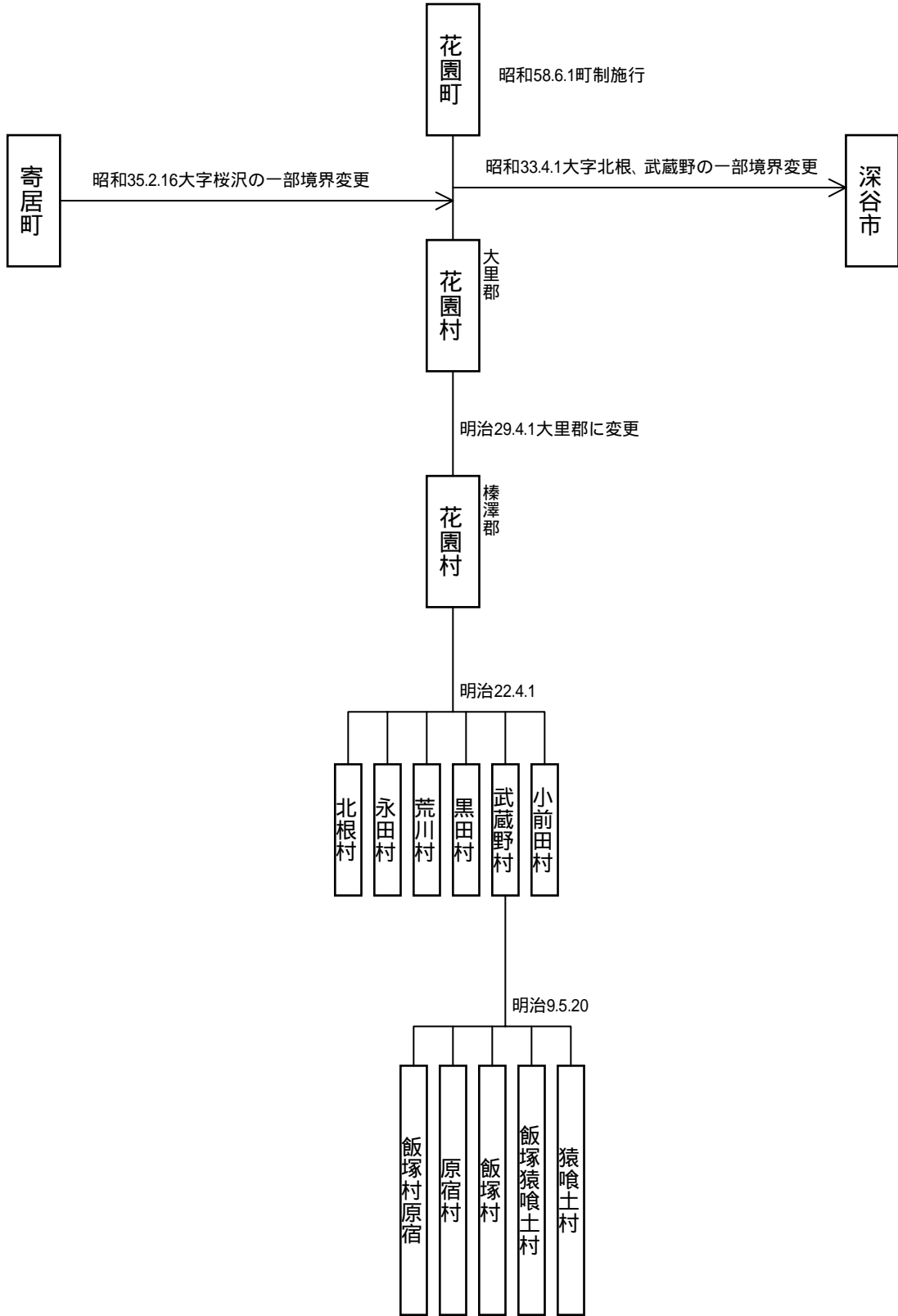
注）明治29.4.1 榛沢郡を大里郡に変更



### 合併の経緯（川本町）



# 合併の経緯（花園町）



協議第 5 号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

新市の事務所の位置については、深谷市仲町 1 1 番 1 号（現深谷市役所）とする。

平成 1 6 年 1 2 月 1 2 日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会  
会 長 深谷市長 新 井 家 光



協議第 6 号

地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについて、次のとおり提案する。

地域審議会については、新市において設置しないものとする。

平成 16 年 12 月 12 日 提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会  
会 長 深谷市長 新 井 家 光

## 「地域審議会の取扱い」について

### 1 制度の趣旨

地域審議会の制度は、合併による行政区域の拡大から、合併によって住民の意見が、新市の施策に反映されにくくなるという懸念があることに対応して、住民の意見を新市の施策によりきめ細やかに反映していくための組織です。

(設置根拠：市町村の合併の特例に関する法律第5条の4)

### 2 設置の区域

旧市町村の区域ごと

(合併前の各市町村を単位とし、必ず置くというものではない。)

### 3 任務(役割)

先例地事例より

(1) 新市の長からの諮問に応じて、当該区域に係る下記の事項について意見を述べること

新市建設計画の変更

新市建設計画の執行状況(定期的なもの)

当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用

基本構想・各種計画の策定・変更

(2) 必要に応じて新市の長に当該区域に係る下記の事項について意見を述べること

新市建設計画の執行状況(随時的なもの)

公共施設の設置・管理運営

福祉・廃棄物処理・消防等の施策の実施状況

当該区域のみで行われる事務・事業や当該区域に特別に利害関係のある事務・事業

### 4 設置手続き

合併関係市町村の協議により、合併前に設置を決定します。

なお、この協議については、議会の議決が必要となります。

### 5 設置期間

設置の期間は、任務の内容からも、新市建設計画の期間(先例地事例は10年が多い)を考慮することが適当とされています。

### 6 設置の一般的なメリット・デメリット

(1) メリット

合併市町村ごとの住民の意見が行政施策に反映され、合併市町村の施策全般に関し、よりきめ細やかに住民の意見を反映させることができる。

(2) デメリット

合併前の市町村意識が温存され、新市としての一体感形成の阻害要因になりかねない。

埼玉県内合併協議会における地域審議会協議状況

合併協議会名		設置の有無		協議結果・調整方針	備考
		する	しない		
1	飯能市・名栗村合併協議会	○		合併前の名栗村の区域に、地域審議会を設置する。	16. 5.17 調印 16. 8.26 告示
2	蓮田市・白岡町・菖蒲町合併協議会	○		合併前の蓮田市、白岡町及び菖蒲町の区域ごとに地域審議会を設置する。	16. 3.13 承認 16. 9.11 一部変更の承認
3	狭山市・入間市合併協議会		○	地域審議会は設置しないものとする。	16. 8.23 決定
4	秩父合併協議会		○	地域審議会は設置しない。地域自治区については、関係法令施行後合併時まで検討する。	16. 7. 9 調印 16.11.18 告示
5	小鹿野・両神合併協議会			未協議 協定項目：地域自治区の取扱い	
6	熊谷市・大里町・妻沼町合併協議会	○		地域審議会を新市において設置する。 (合併前の熊谷市、大里町及び妻沼町の区域に地域審議会を設置する。設置期間10年間。)	16. 7.16 承認 16.11.11 調印
7	さいたま市・岩槻市合併協議会			合併協定項目に存在しない。	16. 8.24 調印 16.10.14 知事へ申請
8	鴻巣市・川里町・吹上町合併協議会			協定項目：地域自治組織の取扱い 地域の住民へのサービスや行政との連携を推進するという観点から、地域の実情を踏まえて協議するものとする。	16. 8.30 承認
9	行田市・南河原村合併協議会			未協議 協定項目：地域審議会の取扱い	
10	皆野町・長瀬町合併協議会			未協議	
11	上福岡市・大井町法定合併協議会			未協議	
12	都幾川村・玉川村合併協議会			未協議	
13	春日部市・庄和町合併協議会			合併前の春日部市及び庄和町の区域ごとに地域審議会を設置する。	16.11.22 提案



協議第7号

新市建設計画（案）について

新市建設計画（案）について、別添のとおり提案する。

平成16年12月12日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会  
会長 深谷市長 新井家光

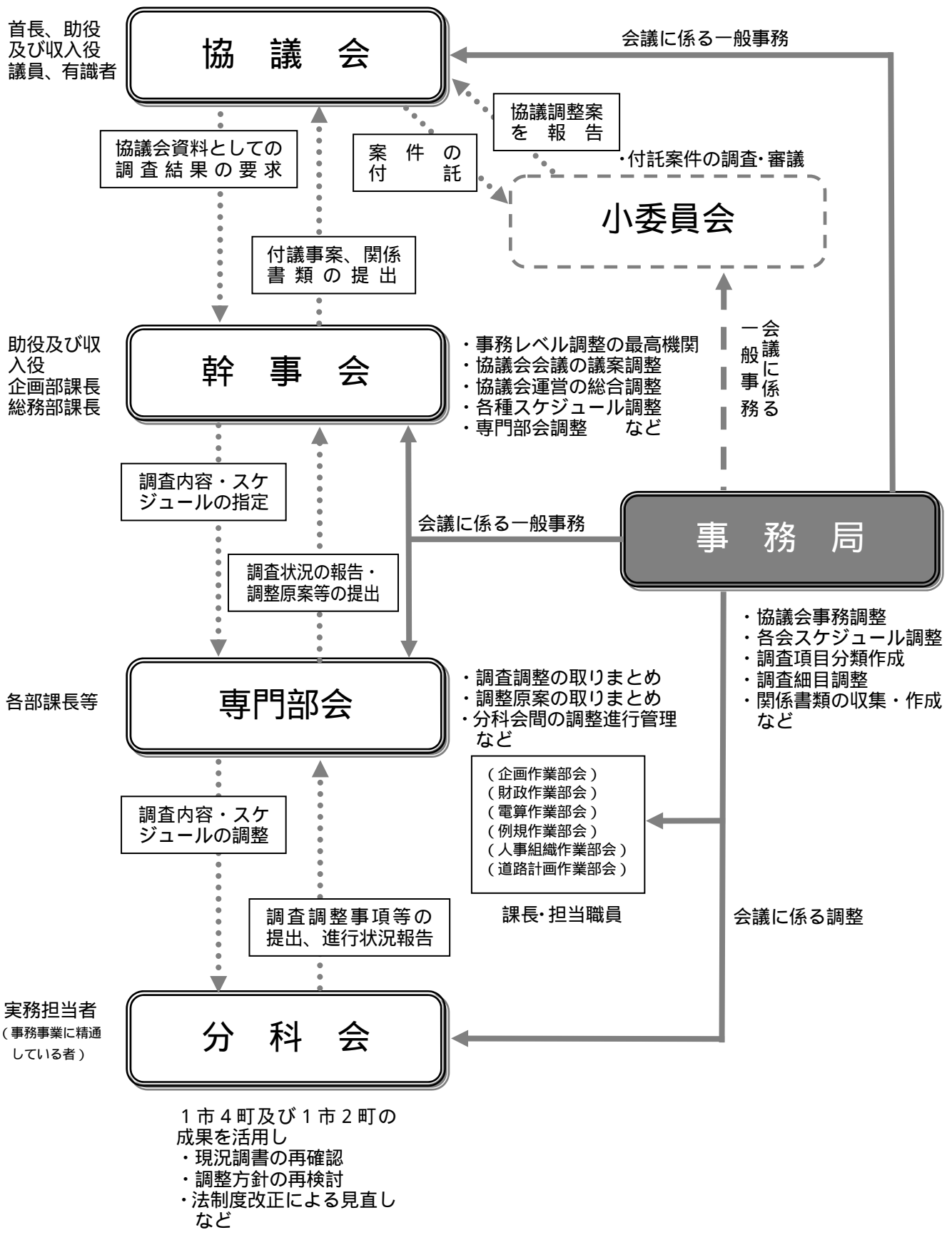


平成16年度 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会議開催日程

回数	期日	概要
第1回	12/12 (日) 9:30	会場 深谷市藤沢生涯学習センター・藤沢公民館 議事 規約等、事業計画、予算、 基本4項目他、新市建設計画(案)
第2回	1/12 (水) 9:30	会場 深谷市藤沢生涯学習センター・藤沢公民館 議事 協定項目
第3回	1/26 (水) 9:30	会場 深谷市藤沢生涯学習センター・藤沢公民館 議事 協定項目、新市建設計画(案)決定
第4回	2/17 (木) 13:30	会場 (未定) 議事 協定項目(継続分) 新市建設計画承認 合併協定調印式
第5回	3/30 (水) 9:30	会場 (未定) 議事 合併申請(報告) H17事業計画・予算

開催日程及び協議内容等につきましては、都合により変更されることもあります。

# 協議会組織



# 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会委員名簿

平成16年12月12日現在

職名	委員区分	職(選出市町名)	氏名	備考	
会長		深谷市長	あら い え みつ 新 井 家 光		
副会長	1号委員	岡部町長	かみ お たか よし 神 尾 高 善		
		川本町長	お がわ しげ お 小 川 重 雄		
		花園町長	やなぎ まさ み 柳 雅 己		
委員	(1市3町の長、 助役、収入役、 教育長)	深谷市助役	くら かみ せい しろう 倉 上 征四郎		
		岡部町収入役	かき ざわ げん はち 柿 澤 源 八		
		川本町助役	ば ば かず お 馬 場 一 雄		
		花園町助役	ふく だ たけし 福 田 仵		
		2号委員 (議会正副議長)	深谷市議会議長	こ じま すすむ 小 島 進	
			岡部町議会議長	ひら の みつ お 平 野 三 夫	
	川本町議会議長		くろ さわ かなめ 黒 沢 要		
	花園町議会議長		あら い けい めい 新 井 恵 明		
	深谷市議会副議長		くら かみ よし ろう 倉 上 由 朗		
	岡部町議会副議長		こ もり ひで お 小 森 秀 夫		
	川本町議会副議長		こ じま たかし 小 嶋 隆		
	花園町議会副議長	うち だ けん じ 内 田 健 司			
	3号委員 (議会議員)	深谷市議会議員	くり はら ゆき お 栗 原 征 雄		
			きた もと まさ お 北 本 政 夫		
			はら ぐち ひろし 原 口 博		
岡部町議会議員		やなぎ た けい じ 栴 田 慶 治			
		す とう くに お 須 藤 邦 男			
		た じま ひとし 田 嶋 均			
川本町議会議員		おお さわ かず たか 大 澤 一 孝			
		いの うえ ゆう じ 井 上 勇 司			
		た じま のぶ よし 田 島 信 吉			

職名	委員区分	職(選出市町名)	氏名	備考
委員	3号委員 (議会議員)	花園町議会議員	まつもとみつまさ 松本光政	
			まつもとまさよし 松本政義	
			さかいきくよし 酒井貴久代志	
	4号委員 (学識経験者)	深谷市	いいまていじ 飯嶋悌二	深谷市自治会連合会会長
			しみずはじめ 清水肇	深谷市園芸協会会長
			しもづまさとし 山下妻 僚	深谷商工会議所会頭
			おおやふみこ 大谷富美子	元深谷市教育委員会委員長
		岡部町	いのうえたかお 井上隆夫	岡部町自治協力委員
			いのうえたかお 井上尚男	榛沢農業協同組合代表理事組合長
			さかたあきお 坂田秋雄	岡部町商工会会長
			こぐれのりこ 小暮功子	岡部地域婦人会長
		川本町	なかむらかずお 中村一夫	川本町区長会会長
			いいののみのる 飯野実	川本町認定農業者
			まつもとひろゆき 松本博之	川本町商工会青年部部長
			たなかとみこ 田中富子	川本町更生保護女性会会長
		花園町	たじましょうごろう 田島正五郎	花園町区長会会長
			うのりょう 宇野了	花園農業協同組合代表理事組合長
			いちかわもとじ 市川素二	花園町商工会会長
			ぬまじりたかこ 沼尻孝子	花園町教育委員
		埼玉県	やまもとさぶろう 山本三郎	埼玉県北部地域創造センター所長

### 深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会監査委員名簿

平成16年12月12日現在

職名	職(選出市町名)	氏名	備考
監査委員	岡部町	たじまよしすけ 田嶋義介	岡部町監査委員
	川本町	とどろきたかお 舍利弗 孝雄	川本町監査委員

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会幹事会名簿

平成16年12月1日現在

市町名	所属	職名	氏名	備考
深谷市		助役	くら 倉 かん 上 せいしろう 征四郎	
	総合政策部	部長	つる 鶴 や 谷 とよ 豊 じ 治	
	総務部	部長	み 三 うら 浦 やす 康 お 夫	
岡部町		収入役	かき 柿 ざわ 澤 げん 源 はち 八	
		総括理事	いと 糸 い 井 たつ 達 お 男	
	総務課	総務担当理事兼 総務課長	ね 根 ぎし 岸 ひで 英 お 男	
川本町		助役	ば 馬 ば 場 かず 一 お 雄	
	総務課	課長	いわ 岩 さき 崎 ゆき 行 お 雄	
	企画財政課	課長	すぎ 杉 た 田 てつ 哲 お 夫	
花園町		助役	ふく 福 だ 田 たけし 仵	
	総務課	課長	まつ 松 もと 本 とし 利 みち 道	
	総務課	主幹	くろ 黒 さわ 沢 きょう 恭 じ 二	

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事務局職員名簿

平成16年12月1日現在

担 当		氏 名	所属市町	備 考
事 務 局 長		あら き まさ のり 荒 木 正 則	深谷市	
事 務 局 次 長		お がわ かず お 小 川 和 夫	深谷市	
総務担当	事務局補佐	おお たに こう じ 大 谷 浩 二	深谷市	
	主 査	ふじ の あきら 藤 野 章	川本町	
計画担当	事務局補佐	かき さお こう いち 柿 澤 孝 一	岡部町	
	主 査	あざ の まさ とし 荻 野 眞 利	深谷市	
調整第1担当	主 査	こ じま たつ お 小 嶋 達 夫	川本町	
	主 査	まつ むら はじめ 松 村 一	花園町	
	主 事	かな い ひろし 金 井 博	深谷市	
調整第2担当	主 査	おく たけし 奥 猛	花園町	
	主 査	もり た とみ お 森 田 富 雄	岡部町	
	主 事	なか じま じゅん 中 島 淳	深谷市	
調整第3担当	主 査	こ ばやし ひとし 小 林 等	岡部町	
	主 査	やま ぐち ひとし 山 口 斎	花園町	
	主 査	お の であら さとし 小野 寺 聡	川本町	

〒366-0822 深谷市仲町8 17

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会事務局

TEL 048-551-3711

FAX 048-551-3710

# 合併協議会座席表

会議看板

関係職員席

事務局

副会長  
岡部町長  
神尾 高善

会長  
深谷市長  
新井 家光

副会長  
川本町長  
小川 重雄

副会長  
花園町長  
柳 雅己

花園町議会議員  
酒井 貴久代志

川本町議会議員  
田島 信吉

花園町学識経験者  
沼尻 孝子

川本町学識経験者  
田中 富子

深谷市学識経験者  
飯嶋 悌二

岡部町学識経験者  
井上 隆夫

深谷市議会議員  
小島 進

岡部町議会議員  
平野 三夫

岡部町議会議員  
田嶋 均

深谷市議会議員  
原口 博

岡部町学識経験者  
小暮 功子

深谷市学識経験者  
大谷 富美子

川本町学識経験者  
中村 一夫

花園町学識経験者  
田島 正五郎

川本町議会議員  
黒沢 要

花園町議会議員  
新井 恵明

花園町議会議員  
松本 政義

川本町議会議員  
井上 勇司

花園町学識経験者  
市川 素二

川本町学識経験者  
松本 博之

深谷市学識経験者  
清水 肇

岡部町学識経験者  
井上 尚男

深谷市議会副議長  
倉上 由朗

岡部町議会副議長  
小森 秀夫

岡部町議会議員  
須藤 邦男

深谷市議会議員  
北本 政夫

岡部町学識経験者  
坂田 秋雄

深谷市学識経験者  
下妻 僚

川本町学識経験者  
飯野 実

花園町学識経験者  
宇野 了

川本町議会副議長  
小嶋 隆

花園町議会副議長  
内田 健司

花園町議会議員  
松本 光政

川本町議会議員  
大澤 一孝

岡部町議会議員  
榊田 慶治

深谷市議会議員  
栗原 征雄

花園町助役  
福田 仡

川本町助役  
馬場 一雄

岡部町収入役  
柿澤 源八

深谷市助役  
倉上 征四郎

埼玉県学識経験者  
山本 三郎

記者席

傍聴席 (50席)